

令和元年9月15日

各位

吉岡 政昭

今月の13日（金）、久しぶりに傍聴しました。  
傍聴していて驚愕しました。  
以前傍聴したとき、義務教育問題（教育委員会）は「漂流」している  
と評しました。しかし、この度の印象は、教育委員会自体が、「完全に  
座礁している」と感じました。  
その原因が、教育長も実際に指揮している次長も「教育委員会とは何か」という基本を全く、いまだに理解していないからだと思います。  
だから、次長の説明・答弁が、いつもだらだら説明するが、意味不明  
になってしまうのです。  
そんな中、各教育委員の皆さんが、自分たちで、審議して原案を決める  
のだという意志を表明したことが、強く印象に残りました。

## 教育委員会は「座礁」状態。

教育長、次長は、「教育委員会とは、何か」というイロハの  
「イの字」が、いまだに理解されていないのではないかと。

### あきれたことの第1：

早来中学校再建事業基本計画（案）が、「議事」ではなく、  
今もって「報告」になっていたことです。  
今もって「報告」で済まそうと思っていることに驚きました。

議会その他で、何度も言ってきましたが、国の法律「地方教育行政の  
組織と運営に関する法律」に違反していることです。

早来中学校再建事業の基本計画は、教育長の「事務の一部」では  
ありません。（「事務の一部」は教育長に委任できる）

「事務の管理及び執行の基本的方針に関する事」や「学校の設置」に  
関することは教育委員会の議決事項です。教育長の委任事項ではありません。

教育長は、教育委員会の決定に基づいて、具体的な事務を実行するのです。  
教育委員会の「漂流」「座礁」の基本的原因は、この認識の欠如です。

### あきれたことの第2：

次長は教育委員会が「行政委員会」であることの認識が、全くないことが  
わかったことです。

行政委員会というのは、地方自治法138条で設置されることになっている「監督官庁から独立した」行政機関なのです。

教育委員会は、監査委員会、選挙管理委員会と同じ「行政委員会」なのです。町長からも「独立した機関」なのです。

加えて、「合議制」による「意志決定機関」なのです。様々な意見や立場を集約した中立的な意志決定機関です。

その認識がないために、教育長・次長は、さまざまな計画を「教育委員会抜き（合議せずに）」で、事務局で決めて、自分たちで作った外部の「〇〇の会」に、教育委員会よりも早く原案を示し、意見を聞き、それを教育委員会に「報告する」ということを「何らの抵抗もなく」行なっています。

なぜ、こんな「ヘンなこと」が出来るのか。  
それは、大変失礼ながら「教育委員会とは何か」「行政委員会とは何か」をほとんど、理解されていないからではないかと思われてなりません。

あきれたことの第3：

次長の次の答弁です。

- ①（基本計画を）議題にするべきか（疑問だ）
- ②議案（議決案件）にするのは無理
- ③教育委員会で決定するものではない。
- ④事務事業としてやっている。
- ⑤1年たっても同じ位置（にある）。どこまで皆さんに件を聞くのか。

以上は私のメモですので、後日、議事録でその他を含め正確にします。

#### 次長は勘違いしていると思われた点

- (1) 「学校を建てる」行政行為を「道の駅や町営住宅を建てる」行政行為と同じことだと勘違いしているのではないか。  
上記の①～③の次長発言は、その反映ではないか。
- (2) 先に述べた「国の法律」の理解が皆無。  
上記の①～⑤の発言はそれを表している。
- (3) 教育委員会は「行政委員会」と言う認識が完全に欠如している。  
特に⑤。行政委員会（教育委員会）は「合議制」という認識がない。  
①～④も関連。